

結城市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定

結城市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携・協力することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、結城市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること。
- （2）市民生活に関すること。
- （3）教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- （4）産業・観光振興に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、本協定の目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に推進するために必要に応じて協議を行うものとし、連携事項を具体的に実施するに当たっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の秘密情報について秘密を保持し、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、相手方の秘密情報を本協定に基づく連携事項以外の目的への使用又は第三者への開示若しくは漏えいをしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の期間等）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、さらにその期間を1年間延長し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議をして定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 茨城県結城市中央町二丁目3番地

結城市長



乙 茨城県つくば市学園南2丁目8番3

つくばシティア・トワビル3F

明治安田生命保険相互会社

つくば支社長

